

令和4年度第1回環境審議会 議事録

招集の期日	令和4年11月10日（木）	
開催の場所	あけぼのビル501会議室 （さいたま市内）	
開閉の日時	開会	11月10日 午後2時00分
	閉会	11月10日 午後4時18分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
1 開 会		
2 あいさつ		
3 議 事		
（1）諮問事項：埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改定について		
（2）報告事項：第4次埼玉県環境基本計画の進捗状況について		
（3）報告事項：埼玉県生活環境保全条例及び施行規則の一部改正について		
4 閉 会		

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 18人

浅見 真理	国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官
川合 真紀	埼玉大学 教授
四ノ宮 美保	埼玉県立大学 准教授
鈴木 裕一	立正大学 名誉教授
袖野 玲子	芝浦工業大学 教授
三浦 和彦	東京理科大学 嘱託教授
近藤 宏一	埼玉弁護士会 弁護士
鮎澤 道代	埼玉県女性薬剤師会 副会長
柳沼 薫	(公財) 埼玉県生態系保護協会 統括主任研究員
小池 和明	埼玉県農業協同組合中央会 専務理事
清水 桂	埼玉県生活協同組合連合会 組織担当
梶田 吉久	(一社) 埼玉県猟友会 会長
木下 博信	埼玉県議会議員
岡地 優	埼玉県議会議員
水村 篤弘	埼玉県議会議員
宮崎 善雄	吉見町長
小坂 久仁子	一般公募
根村 和宏	一般公募

欠席委員 2人

磐田 朋子	芝浦工業大学 教授
佐藤 久仁恵	埼玉県商工会議所女性会連合会会長

第1回 埼玉県環境審議会

令和4年11月10日（木）

午後 2時00分開会

○司会（赤松） 皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回環境審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の赤松でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、こちらの会場とリモートによる開催で進めさせていただきます。まず、リモート出席の方々に対し、会場の設営について説明させていただきます。席次表を御覧ください。会場という名称になっている映像は、席次表中のカメラと記載されているところからの映像で、県側が映っております。ハウリング防止のため、会長席に用意してありますPCは音声をオフにし、会長の声は会場のマイクで拾うことにしております。リモート出席の皆様がスピーカービューにしている場合、会長が映りません。つきましては、リモートで参加している皆様におかれましては、ギャラリービューで御覧いただくことを推奨いたします。

では、まず初めに資料を確認させていただきます。議事資料及び参考資料につきましては、事前にお送りさせていただきました。議事資料は、資料1、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改訂版大綱案、資料2-1、第4次埼玉県環境基本計画について、資料2-2、令和3年度における第4次埼玉県環境基本計画の進捗状況、資料3、埼玉県生活環境保全条例及び施行規則の改正について、以上4点でございます。

参考資料は参考資料1、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の見直しについて、参考資料2、第5次埼玉県環境基本計画についての2点でございます。

また、これらの資料とは別に、次第、席次表、第15期埼玉県環境審議会委員名簿、埼玉県環境審議会規則もお送りしております。お手元にこれらの資料を見ることができない方がいらっしゃいましたら、挙手でお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、リモートの方におかれましては、会議中、音声が聞こえないなどありましたら、挙手またはチャットで事務局にお知らせいただければと思います。

それでは、本日は委員改選後初めての審議会でございますので、委員名簿の順に私から御紹介をさせていただきます。リモート出席の方は、お名前を呼びましたら、カメラをオンにさせていただきたいと思っております。

それでは、国立保健医療科学院の浅見真理様でございます。

○浅見委員 よろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） 芝浦工業大学の磐田朋子様でございます。なお、本日、所用により御欠席となっております。続きまして、埼玉大学の川合真紀様でございます。

○川合委員 よろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） 埼玉県立大学の四ノ宮美保様でございます。

○四ノ宮委員 よろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） 立正大学の鈴木裕一様でございます。

○鈴木委員 よろしくお願ひします。

○司会（赤松） 芝浦工業大学の袖野玲子様でございます。

○袖野委員 袖野でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） 東京理科大学の三浦和彦様でございます。

○三浦委員 三浦です。よろしくお願ひします。

○司会（赤松） 埼玉県弁護士会の近藤宏一様でございます。

○近藤委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） 埼玉県女性薬剤師会の鮎澤道代様でございます。

○鮎澤委員 鮎澤でございます。よろしくお願ひします。

○司会（赤松） 埼玉県生態系保護協会の柳沼薫様でございます。

○柳沼委員 柳沼と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○司会（赤松） 続きまして、埼玉県農業協同組合中央会の小池和明様でございます。

○小池委員 小池です。よろしくお願ひします。

○司会（赤松）

埼玉県商工会議所女性会連合会の佐藤久仁恵様でございます。なお、本日、所用により御欠席となっております。

埼玉県生活協同組合連合会の清水桂様でございます。

○清水委員 清水桂でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会（赤松）

続きまして、埼玉県猟友会、梶田吉久様でございます。

○梶田委員 梶田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） 埼玉県議会議員、木下博信様でございます。

○木下委員 よろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） 埼玉県議会議員、岡地優様でございます。

○岡地委員 岡地でございます。よろしくお願ひします。

○司会（赤松） 埼玉県議会議員、水村篤弘様でございます。

○水村委員 水村篤弘と申します。よろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） 吉見町長の宮崎善雄様でございます。

○宮崎委員 宮崎善雄です。よろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） 公募委員の小坂久仁子様でございます。

○小坂委員 小坂でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） 公募委員の根村和宏様でございます。

○根村委員 根村と申します。よろしくお願ひいたします。

○司会（赤松） 以上でございます。

それでは、ここで環境部長の目良から御挨拶を申し上げます。

○目良環境部長 埼玉県環境部長の目良でございます。

環境審議会の委員の皆様には、本県環境行政の推進に格別の御支援、御指導を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本日は本年度1回目の会議を開催しましたところ、大変お忙しい中、会場並びにリモートで御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

御案内のとおり、この環境審議会は、環境に関する基本的事項を調査、審議いただく法律に基づく知事の諮問機関でございます。環境に関する課題は、近年、本日の議題でもあります気候変動をはじめ、海洋プラスチック汚染、生物多様性の損失など地球規模で取り組む必要のある内容がますます増えており、環境行政に求められる役割は一層大きく、多種多様になっております。どうぞ委員の皆様には、それぞれの御専門のお立場から御指導のほどよろしくお願いいたします。

本日は、第15期の委員の体制として初めての審議会となりますが、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改定について御審議いただきたいと存じます。本計画は2年前に改定を行ったところですが、その後、国が2050年、カーボンニュートラルの実現に向け2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で46%削減に引き上げたことなどを踏まえまして、本県として地球温暖化対策をさらにしっかりと進めていくために、見直しを図ろうとするものでございます。

この後、内容につきまして詳細に御説明させていただきますので、委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（赤松） 続きまして、県の幹部職員を紹介させていただきます。

ただいま御挨拶申し上げました環境部長の目良でございます。

○目良環境部長 目良でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（赤松） 環境部環境未来局長の横内でございます。

○横内環境未来局長 横内でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（赤松） 環境政策課長の鶴見でございます。

○鶴見環境政策課長 鶴見でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（赤松） エネルギー環境課長の桑折でございます。

○桑折エネルギー環境課長 桑折でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（赤松） 温暖化対策課長の深野でございます。

○深野温暖化対策課長 深野でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（赤松） 大気環境課長の福田でございます。

○福田大気環境課長 福田です。よろしくお願いいたします。

○司会（赤松） 水環境課長の山井でございます。

○山井水環境課長 山井です。よろしくお願いいたします。

○司会（赤松） 産業廃棄物指導課長の堀口でございます。

○堀口産業廃棄物指導課長 堀口です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（赤松） 資源循環推進課長の尾崎でございます。

○尾崎資源循環推進課長 尾崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（赤松） みどり自然課長の星でございます。

○星みどり自然課長 星でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（赤松） 次に、関係各課所職員といたしまして、環境科学国際センター研究企画室長の嶋田でございます。

○嶋田環境科学国際センター研究企画室長 嶋田でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（赤松） 農林部森づくり課主幹の浅海でございます。

○浅海森づくり課主幹 浅海です。よろしくお願いいたします。

○司会（赤松） 以上でございます。

それでは、ここで発言の方法について説明させていただきます。会場出席、リモート出席の方ともに発言の際は、まず挙手をしてください。リモートの方につきましては、リアクション機能を御活用いただければと思います。指名されましたら、会場出席の方はマイクのボタンを押し、赤く点灯したことを確認してから御発言をお願いいたします。また、発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押しして赤のマークを解除してください。

リモート出席の方は発言される時のみ音声とカメラをオンにし、発言しないときは音声とカメラを常時オフにさせていただくようお願いいたします。

本日の会議は、委員18名が御出席いただいております。委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

続きまして、次第3、会長等の選出について御協議をいただきたいと存じます。埼玉県環境審議会規則を御覧ください。会長及び副会長の選出については、同規則第5条第2項の規定によりまして、委員の互選により行うこととされております。いかが取り扱いますでしょうか。

四ノ宮委員が挙手されていますので、四ノ宮委員、お願いいたします。

○四ノ宮委員 私といたしましては、前期から引き続いて会長に東京理科大学の三浦委員を、副会長に国立保健医療科学院の浅見委員を推薦したいと思います。よろしくお願いいたします。

○司会（赤松） ただいま四ノ宮委員から会長を三浦委員、副会長を浅見委員に推薦するという御提案をいただきましたが、何か御意見等ありますでしょうか。いかがいたしましょうか。

○司会（赤松） 特に御発言もなく、異議もないようですので、それでは三浦委員に会長を、浅見委員に副会長をお願いしたいと存じます。

そうしましたら、三浦委員、会長席をお願いいたします。

それでは、環境審議会規則第6条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を三浦会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦会長 三浦でございます。このような重職を賜りまして、本当に恐縮しております。前期初めて委員を賜りまして、いきなり会長ということで、皆様の御指導、御協力をいただいて何とか務めさせていただいたわけですが、また今期もということで、2期目ですけれども、まだまだ慣れないとこ

ろがありますので、引き続き御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

浅見先生、一言、御挨拶をお願いします。

○浅見副会長 すみません、恐縮でございます。本日、所用のためリモートで申し訳ございません。微力ながらお手伝いさせていただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、この後、着座にて失礼して進行させていただきます。

それでは、まず初めに温泉部会委員の指名をさせていただきます。環境審議会規則第8条第2項によりまして、会長が指名することとなっております。委員の皆様の専門分野や御経歴などを勘案いたしまして、私から指名させていただきます。鈴木委員、近藤委員、鮎澤委員、佐藤委員、水村委員、以上5名の方々に温泉部会委員をお願いしたいと存じます。

温泉部会の委員におかれましては、環境審議会委員との両方を兼ねていただくことになり、大変お手数をおかけすることと存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木委員、いかがでしょうか。お願いできますでしょうか。

○鈴木委員 はい、了解いたしました。

○三浦会長 よろしくをお願いします。

○鈴木委員 よろしくをお願いします。

○三浦会長 近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員 御指名ありがとうございます。お引き受けいたします。

○三浦会長 よろしくをお願いします。

鮎澤委員、お願いできますでしょうか。

○鮎澤委員 御指名ありがとうございます。お引き受けしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○三浦会長 よろしくをお願いします。

佐藤委員、いかがでしょうか。

○事務局 佐藤委員は、本日欠席です。

○三浦会長 そうですか。失礼いたしました。分かりました。

それでは、最後になりますが、水村委員、お願いできますでしょうか。

○水村委員 お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦会長 よろしくをお願いします。

では、5名の先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を考慮しても公開にさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦会長 異議なしの声をいただきました。どうもありがとうございます。

それでは、会議の公開を認めたいと思えますが、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会(赤松) 本日の傍聴者はお二人いらっしゃいます。

○三浦会長 それでは、傍聴者に中に入ってもらってください。

(傍聴者入場)

○三浦会長 では、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名いたします。

袖野委員、柳沼委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

袖野委員、いかがでしょうか。

○袖野委員 承知いたしました。よろしくお願いいたします。

○三浦会長 よろしくお祈りします。

柳沼委員、いかがでしょうか。

○柳沼委員 承知しました。よろしくお願いいたします。

○三浦会長 よろしくお祈りいたします。

それでは、次第に従い議事に入ります。

まず、本日の議題、諮問事項である埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改定についてです。

それでは、事務局からの説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

○深野温暖化対策課長 座って説明させていただきます。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改定について御説明申し上げます。今回、諮問させていただく埼玉県地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法に基づき県が温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策をまとめた計画でございます。令和元年度の計画策定時にも諮問させていただいたところでございますが、今回は改正についての諮問でございます。埼玉県地球温暖化対策実行計画の改正版大綱案を資料1としてお配りしてございますが、説明については参考資料1に基づき説明させていただきます。

それでは、参考資料1、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の見直しについての1ページを御覧ください。1、カーボンニュートラルをめぐる国の動向についてでございます。国では、2020年10月に当時の菅首相が2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロを目指す、いわゆるカーボンニュートラル宣言を行いました。2021年5月には、地球温暖化対策推進法が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現を旨とするということが基本理念として明記されたところでございます。

2021年10月には、国の地球温暖化対策計画が改定され、2050年、カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するという削減目標が示されたところでございます。

次に、2ページ、2、埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正についてでございます。埼玉県の地球温暖化対策実行計画は2種類ございます。1つは、一事業者としての埼玉県庁の実行計画（事務事業編）、もう一つは県民、企業などを含めた県全体の実行計画、区域施策編の2種類でございます。2ページには、一事業者としての実行計画（事務事業編）の改正の概要を記載してございます。県全体の実行計画（区域施策編）を改正するに当たっては、まず県庁自身が範を示すべきことから、昨年度、計画の改正を行ったところでございます。詳細な説明は割愛いたしますが、温室効果ガス排出削減目標を2030年度に2013年度比46%以上削減することといたしました。

次に、3ページ、3、埼玉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改正についてでございます。今回、諮問させていただくのは、こちらの県全体の実行計画の改正についてでございます。現行の実行計画は、令和2年3月に策定したところであり、計画の中間年度である2025年度、令和7年度をめどに見直すこととしておりましたが、1、カーボンニュートラルをめぐる国の動向で御説明したとおり、地球温暖化対策をめぐる昨今の情勢の変化を踏まえ、中間年度を待つことなく改正をするものがございます。温室効果ガス排出削減目標にありますとおり、現行の実行計画では2030年度に2013年度比26%削減と国の削減目標でございます46%と大きく乖離してございます。国の削減目標を踏まえた削減目標の設定が必要と考えております。

次に、4ページ、これまでの検討経緯についてでございます。昨年来、地球温暖化に関する各分野の有識者の皆様や経済団体、消費者団体の代表の方々などで構成する地球温暖化対策の検討に係る専門委員会による検討を進めてまいりました。また、庁内に部局横断型のカーボンニュートラル実現プロジェクトチームを立ち上げ、具体的な施策案の検討をしてまいりました。

なお、専門委員会での主な意見については、資料下段に記載しておりますので、御覧いただければと存じます。

次の5ページから改正案の概要について御説明申し上げます。まず、第1章、総論でございますが、計画改正の趣旨でございますが、地球温暖化の影響の深刻化や国内外の情勢の変化を踏まえ、地球温暖化対策をさらに進めていくために、新たな目標を定めるとともに、目標達成に向けた施策を取りまとめ、計画を改正するものがございます。計画期間は、現行計画と同じく2020年度から2030年度までの11年間とし、中間年度となる2026年度をめどに計画を見直すこととしております。

次に、第2章、地球温暖化の状況と取組でございます。現行の実行計画を改正するに当たり、踏まえるべき国内外の状況と取組を示してございます。

次に、第3章、目指すべき将来像でございます。カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉を目指すべき将来像として掲げます。達成時期は2050年としてございます。

次に、第4章、温室効果ガス削減目標でございます。2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減という目標を設定いたしました。推進の方向性でございますが、1、全ての主体が協働した対策の推進、2、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進、3、持続可能なまちづくりや循環経済への移行、4、気候変動への適応策の推進の4つを設定し、全ての主体とワンチーム埼玉で対策を推進することとしてございます。

次に、6ページ、第5章、地球温暖化対策（緩和策）についてでございます。温室効果ガス排出削減対策である緩和策について、部門ごとに施策を整理してございます。新規の施策については、赤字で新規と記載してございます。

○深野温暖化対策課長 工場や商業施設などの産業業務部門については、サーキュラーエコノミーの取組支援といった新たな取組のほか、引き続き中小企業における省エネルギー対策の促進や大規模事業所に対する目標設定型排出量取引制度の推進などの施策を進めてまいります。

家庭部門については、脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換などの施策、運輸部門に

についてはEV・PHVの普及推進などの施策、廃棄物部門、その他温室効果ガスについては、太陽光パネルのリユース・リサイクルの推進や市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進などの施策、吸収源対策については適正な森林整備の推進や身近な緑の保全などの施策、部門横断的対策については埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進による持続可能なまちづくりなどの施策を進めてまいります。最後に、新たな区分として設けたエネルギーにつきましては、分散型エネルギーの効率的な利用の推進などの施策を進めてまいります。

次に、7ページでございます。7ページ及び8ページには、昨年の地球温暖化対策推進法の改正に伴い、新たに定めることとされた施策別の実施目標について記載してございます。本県が定める施策別実施目標については、上位計画である埼玉県環境基本計画や県政運営の基礎となる埼玉県5か年計画の施策の指標の中から、温暖化対策に寄与するものを選定しているほか、例えば家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量など本計画独自の目標も設定してございます。

次に、9ページ、第6章、地球温暖化対策（適応策）についてでございます。適応策とは、地球温暖化の影響による被害を回避、軽減する対策のことでございます。本県においても夏の異常高温による米の品質低下、強い雨の発生回数の増加や熱中症搬送者数の増加といった地球温暖化の影響が顕在化しております。この影響は、今後、深刻化するおそれがあることから、緩和策とこの適応策を両輪として温暖化対策を進めてまいります。適応策については、囲みでございますとおり、暑さに強い品種の育成、公共下水道整備の促進、熱中症情報の迅速な提供などの施策を進めてまいります。

続きまして、第7章、計画の推進・進行管理についてでございます。PDCAサイクルをしっかりと回し、毎年、温室効果ガスの排出状況や取組の進捗状況などを把握の上、公表してまいります。また、先ほど御説明いたしました施策別実施目標に掲げる指標の推移を把握し、計画の進捗状況の評価に活用してまいります。

次に、10ページ、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準についてでございます。市町村が再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設を整備する事業、いわゆる地域脱炭素化促進事業の対象となる区域を市町村が設定する際の県の基準を定めるものでございます。県の基準については、環境保全への配慮等の観点から、1、促進区域に含めることが適切でないと認められる区域、2、促進区域を定めるに当たって考慮を要する区域、3、促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項の3つを定めるものでございます。

以上の基準を市町村に示し、地域と共生する再エネの導入を図ってまいります。

以上で資料の説明を終わります。本日お示しした改正大綱案については、今後、県民コメントを実施するとともに、県議会への報告などを経て本年度中に改正する予定でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ただいま温暖化対策課長から埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改定について御報告いただきました。これから御意見あるいは御質問をお願いいたします。順次挙手、リモートの方もリアクションをお願いいたします。

なお、県におかれましては、委員各位からの質問などについて課長だけではなく、適宜担当の方が

らお答えいただいても結構ですので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

木下委員、それではお願いいたします。

○木下委員

6ページの④で、市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進が新規として入っているのですが、これ具体的にはどういうイメージを持たれているのか教えていただければと思います。

○三浦会長 いかがでしょうか。よろしく願いします。

○尾崎資源循環推進課長 お答えいたします。

市町村のごみ処理施設を広域化することによりまして、地域ごとにおきまして安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制の構築を進めていきたいというふうを考えてございます。この集約化によりまして、ごみ処理施設を新設する際におきましては、高効率のエネルギー回収を行っていただきまして、例えば処理能力が150から300トン（日量当たり）以上の施設へと集約化することなどを目指してございます。県といたしましては、市町村がこのような形でごみ処理施設の広域化等による持続可能な廃棄物処理を推進できるよう、循環型社会形成推進地域計画の策定ですとか、国の交付金の事務手続に関しまして助言などの技術的支援を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

○木下委員 このままよろしいですか。

○三浦会長 はい、どうぞ。

○木下委員 ということは、市町村のごみの焼却、発電等がありますよね。更新していくに当たっては、単独でやるよりは一部事務組合をつくって、広域で効率的なものをやっていく政策誘導をしていくという理解でよろしいのですか。

○三浦会長 お願いします。

○尾崎資源循環推進課長 お答えいたします。

その市町村の状況にもよろうかと思えます。小規模な市町村におきましては、やはり一定程度広域化をしていただいて、効率的な処理を行っていくことが適当な場合があるかと存じます。市町村の状況によりまして、市町村のニーズをよく把握しながら、きめ細やかに支援等をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三浦会長 よろしいですか。

○木下委員 ということは、今質問した内容でよろしいのですよね。

○尾崎資源循環推進課長 市町村の状況によりまして、小規模な市町村等につきましては、一部事務組合をつくっていただいて、広域化するなどの処理が適切な場合があるかと思えますので、そういった場合につきましては適切な支援をしてまいりたいと考えてございます。

○木下委員 ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

では、次は袖野委員、お願いいたします。

○袖野委員 御説明どうもありがとうございました。

温暖化対策実行計画の中にもESGですとか、サーキュラーエコノミーですとか、分野横断型の幅広い視点での施策連携を入れていただいているので大変よいと思います。特にサーキュラーエコノミーについては、もう今や脱炭素と同時並行で進んでいくような話になっていますので、非常によい方向性かなと思って聞いておりました。

3点質問させていただければと思います。1つ目が、同じく6ページ目になるのですが、③の運輸のところではEVの普及促進というのがあるのですが、そのEVの電気が何によるものなのか。再エネによる電気であればいいのですが、火力発電由来の電気だと脱炭素という観点からは、あまりよろしくないのかなというところで、EVの普及はいいのですが、電気についてはどのようにお考えなのかという点をお伺いしたいと思います。

もう一点が、⑦のエネルギーのところなのですが、省エネと創エネ、車の両輪ということで、どちらも非常に重要なのですが、再エネの普及に当たって地産地消も大変重要なのですが、創エネをどう、再エネをどう増やしていくのか、埼玉県内だけでいいのかという点が少し気になります。先ほど後ろの方の資料で、どういうところで再エネを普及させていくかという地域の基準などもありましたけれども、地元とのトラブルなく効果的に再エネを普及していくに当たって、地方との連携、埼玉県外の地方の自治体との連携で再エネを埼玉県に引っ張ってくるというような方向性というのは検討されているのでしょうかという点です。

最後の3点目が、9ページ目になりますけれども、適応のところでは幾つか取組の例を挙げているのですが、適応ですとやはり増えてしまう災害、洪水ですとか大雨対応というところでの防災の観点も非常に重要だと思います。防災に関する取組は既に様々されていると思うのですが、情報提供も含めて、そういった内容というのは、この中に含まれているのかという点、以上についてお伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

3点質問ですが、どなたから御回答いただけますか。3つございましたので、別々の方からでもよろしいかと思いますが、最初EVですね。

大気環境課長、お願いします。

○福田大気環境課長 大気環境課長でございます。

まず、1点目のEVの普及について、私の方から御説明させていただきます。まず、ここではEVとPHVと、いわゆる電動車、電気、モーターの力で動く車なのですが、この普及にまずは取り組んでいくところでございます。具体的にはEV・PHVの購入者に補助金を出すという制度を今年度、実は今から始まったというような状況でございます。

また、EV・PHVの電気につきましては、現時点で再エネによることが望ましいとは思っているところでございますけれども、これについては各所有者の電気の構成によるところでございます。例えば自宅に太陽光発電をお持ちの方は、そこからEVに充電していただくとか、いわゆる自宅の充電設備に太陽光とくっつけていただくというようなことを誘導しているようなところでございます。

1点目は以上であります。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

○桑折エネルギー環境課長 続けて、エネルギー関係の再エネ導入に対する支援等につきまして御質問いただいた点について、エネルギー環境課からお答えを申し上げます。

再エネ導入の支援につきましては、いまCO₂削減設備の補助ということで、事業向けのものでとか、あるいは埼玉県では家庭部門の排出量というところも大きなポイントでございますので、家庭向けに蓄電池を導入したりとか、あるいはエネファームを導入したり、あるいはEVから電気を家の方に戻すような効率利用を促すV2Hという設備があるのですが、そういったものを導入する際に県でも補助を行っておりまして、事業者向け、家庭向けということで、そういう再エネ導入などを促進できるような取組を進めているところでございます。埼玉県だけであとは考えていいのかという御指摘もございましたが、電源構成等につきましては国の検討状況にも当然左右されるところは大きいところでございますので、他方で県としてはしっかりとそういった蓄電池の導入ですとか、できることをしっかりと支援制度などを考えながら進めて取り組んでいるところでございます。

それから、地元での理解を得ながら、特に太陽光関係を念頭に置かれているかというところでございますが、地元の理解を得ながら、再エネ設備の導入を進めていくということは重要な論点だと考えておりまして、こちらにつきましても今現状、再エネ特措法、固定価格買取制度というものがあまして、一般にそうやって、その関係で乱発的な事案も出てきているところでございますけれども、地元での理解を得ながら進めていく方法につきましては、今、経済産業省資源エネルギー庁の方で総合資源エネルギー調査会の下に、そういった地域理解を進めながら、どうやって再エネ関係の電源開発を進めていくかといったようなところは、今国の方でもどうするかということを検討しておりまして、私どもとしましては、そういった状況も注視しながら県としての対応を考えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三浦会長 では、温暖化対策課長、お願いします。

○深野温暖化対策課長 3点目の適応策、特に防災関係の御質問にお答え申し上げます。

恐縮ですが、資料1の改正版の大綱案でございますけれども、こちらの55ページを御覧になっていただけますでしょうか。恐縮です。こちらの55ページに、特に自然災害分野ということで、河川のみならず山地についての取組をまとめてございます。例えば河川におきましては、埼玉県防災情報メール等による災害情報の発信、あるいは洪水ハザードマップの活用、あるいは市町村における内水ハザードマップの作成の促進、支援などを行っていかうと考えてございます。また、山地におきましては、例えば山地災害危険地域の再調査、あるいは土砂災害警戒区域などの指定の推進など、そういった取組を進めていきたいと。これは環境部のみならず、県土整備部などほかの部局と連携しながら取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

袖野委員、いかがでしょうか。

○袖野委員 御説明ありがとうございました。

EVについては、ぜひ充電池であったり、太陽光の設置であったり、V2Hの話もありましたけれども、いろんな施策をそのパッケージとして分かりやすく住民の方にお伝えできるような工夫をぜひしていただければと思います。ありがとうございました。

○三浦会長 袖野委員、2番目と3番目の御回答はいかがでしょう。再エネのことと、あと3番目、3つ目、適応です。そちらの方も御回答いただきましたけれども、いかがですか。

○袖野委員 大丈夫です。施策に含まれているということで、承知いたしました。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

では、柳沼委員、お願いします。

○柳沼委員 ありがとうございます。柳沼と申します。

今回の改正版の大綱の中で、資料1の別紙となっている64ページからの部分、先ほどエネルギー環境課長様から御説明いただいた部分のお話にも含まれてくるかと思うのですが、この基準をどう示すかというのは、埼玉県内でも既に問題となっております設備の開発が地域の自然を壊す原因となっている場合があるということを踏まえまして、大変重要なものだとして認識しております。

幾つかあるのですが、主に、すみません。私も4つあるのですが、1つ目は、二酸化炭素の吸収源としての森林の部分というのは、やはり壊してはならない自然だと思いますので、実際の今この別紙の説明の中では、表1、表2、表3というのが、それぞれ適切でないと思われる区域、それから考慮を要する区域の表2というのと、表3の同じく考慮を要する事項というふうにあるのですが、実際の表1に当たります促進区域に含めることが適切でないと思われる区域というところに、森林というものをやはりしっかりと位置づける必要があると考えております。具体的には、例えば表1に地域森林計画の対象の民有林というのを加えてはどうかというふうに思います。

それから2点目に、森林に加えて農地というものも里山という環境を保全する上では大変重要だと考えております。今回、表2の方に、表1から一段下がったところで農地関係の項目が入ってきているわけなのですが、これを表1に加えるという考え方もあろうかと思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

それから、3点目につきましては、この表の今度は68ページの表の囲みの中の1番、3つ目の部分ですが、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響、それから植物の重要な種及び重要な群落への影響という項目がございまして、この点に収集すべき情報というところ、あるいは収集方法というところでレッドリストであるとか、レッドデータブック、それからその他の調査資料などが入ってきておりますが、ぜひ実際に最終的には市町村のつくる計画の中に参考になるもの、県が示すものという意味では、市町村誌であるとか、やはり県や市町村の資料というものを加えること、あるいは学術調査や学術論文の情報を加えること、あるいは地元の研究者からの聞き取りなどのような地域に根づいた大事な情報を拾うというようなことを示してはかがかかと思っています。

それから、最後の4点目は、同じく68ページのこの表の中で一番右側です。適切な配慮のための考

え方という項目がございまして、貴重な動植物の種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めることという書き方になっているのですが、実際に重要な生態系や希少動植物の保全という観点では、さらに踏み込んだ表現が必要ではないかと考えています。例えば原則として、事業区域に含めないというようなこれらの基準の中の表1に近いような考え方というものも検討してはいかがかと思っております。その理由の一つとしては、65ページの表1の中には、動植物の保全に関する項目として、希少野生動植物の保護区というものがあるのですが、現時点でこの条例ができて以降、1か所も指定されていないというのが現実ですので、そういった観点でより表1を補完する形の踏み込んだ表現が必要かと考えております。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

64ページ以降の別紙の表1、表2に関して、エネルギー環境課長、お願いします。

○桑折エネルギー環境課長 エネルギー環境課から順次お答えを申し上げます。

促進区域の県が示す基準の部分の御質問でございます。1点目ですが、吸収源対策ということで森林の部分で、地域森林計画の民有林を加えてはどうかといったところの御指摘でございました。計画どこまでというのはあるのですが、市町村が例えば計画でつくっているようなもの、あるいは指定しているようなものにつきましては、市町村が県の基準でそういった市町村のものを一律で基準として入れていくということは避けているというのが状況でございますが、指摘を踏まえまして、そういった観点で考えるべきかどうかというのは、もう一度考えたいと思っております。

2点目、農地の御指摘がございました。委員御指摘のとおり、表1のほうに入れるというような考え方もあるかということでございますが、こちらにつきましては市町村に事前に意見を聞いておまして、ソーラーシェアリングということで、農地で営農型ということで、下で栽培をしながら上にソーラーパネルを建てるというような取組がございまして、ある自治体からそういったところで支障が出ると困るので、県の方で一律に基準で除いてしまうというのは避けてくれないかといったようなところもございましたので、ただ配慮すべきだということで表2の方に位置づけを今現状しているということでございます。それが2点目でございます。

68ページのところで3点目、情報の収集方法でございますが、学術論文とかその他の情報につきましては、示し方も難しいところがあると思っておりますので、どこまで入れられるかは考えたいと思っておりますが、範囲の確定のしっかりできるような、受け取り手が見て分かるような基準でないといけなと思いますので、そこを考えたいと思っております。

それから、同じ68ページの適切な配慮のための評価の項目です。動植物の関係の項目、一番下の項目でございますが、ここは踏み込んだ表現にということでしたが、関係課ともお話をしまして、どういった形で対応できるのか、どういったものにすべきなのかというのは改めて検討したいと思っております。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

○柳沼委員 検討していただけるということなので、ぜひともよろしく願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。では、よろしく願いします。

では、次の質問に移りたいと思いますが、先ほど根村委員でしょうか、よろしく願いいたします。

○根村委員 ありがとうございます。質問なのですが、先ほどのシェアリングレンタカー事業のEVの導入促進の部分で、質問がかぶってしまう部分があるのですが、現況、インフラの方を県としてどのようにお考えなのか、今の車の技術ですと充電に20分から30分かかるとか、やっぱり地方等を見ましてもガソリンスタンドが多くて、充電設備というのは、やはりショッピングモールですとかそういうところに集中はしているのですが、そのショッピングモールにも数台しかないところもあれば、先を見越して何十基も充電設備があるというところがあるのですけれども、その部分のインフラ関係をちょっとどうお考えなのかをお聞かせいただきたいということが1点。

あと、冒頭、現状計画で計画を進めていくと、26%の達成になって、46%の削減に至らないということで、さらに推進していかなければならないことが多くあるということをお伺いしまして、ここの部分で計画を見直すことによる20%、仮に削減目標を上げるための、ちょっと難しいのですけれども、難易度というものがちょっと見にくくて、普通に今までどおり県民が生活していれば達成できるのか、それとも県民も意識して取り組まないと、この目標に達成できなそうなのかという、ちょっとその感覚的な部分、申し訳ないのですが、教えていただければと思います。

○三浦会長 2点、どうもありがとうございます。

よろしく願いします。

○福田大気環境課長 まず、1点目のEV関係の充電インフラについて、現状について御報告させていただきます。

委員からもお話もありましたように、埼玉県内では、まず主要な国道、県道におきましては、おおむね30キロ以内に必ず充電設備が設置されているということで、国の方、経済産業省等が示している充電設備の普及状況については、おおむね満たしているという状況でございます。

また、いわゆるショッピングモール等、あるいは道の駅、また観光施設、観光先の方で充電できる急速充電器等の整備が進んでおりまして、県内で400か所程度の充電設備が進められています。今後は、民間ベース、民間で商業ベースで充電設備が進められているというような状況でございますので、県としましてもそういった充電設備の情報とか、1都3県、近隣等と情報共有して、普及に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○三浦会長 2つ目の方、温暖化対策課長、お願いします。

○深野温暖化対策課長 2つ目の御質問にお答え申し上げます。

例えば数字で申し上げますと、直近のデータ、2019年度の県内の総排出量を仮に26%削減する場合には、残り約480万トン削減する必要があるとございます。そこを46%に引き上げた場合、残り約1,400万トンの削減が必要になってくるということで、26から46%になっただけで約3倍のCO₂の削減が必要になってきてございます。3倍上乗せして削減しないといけないという状況が一つございまして、もう一つ、ちょっと細かい話で恐縮ですが、資料1の改正版大綱の25ページを見ていただけますでしょ

うか。

25ページの表でございます。小さい表で恐縮ですけれども、ここに、真ん中に削減見込み量という欄があるのですけれども、Eの欄です。Eの欄で2,640万トン減らさないといけないと。これは先ほど私が申し上げた2019年度比ではなくて、2013年度比なのでちょっと分かりづらくて恐縮ですけれども、2,640万トン減らさないといけないのですけれども、その左に需要側対策による削減見込み量と、供給側対策による削減見込み量と2つC、Dの欄があるかと思えます。このC、Dを合わせて2,640なのですけれども、このCというのが需要側対策ということで、要はエネルギーを使用する側、私たち、私たちの努力でC、1,294万トン減らさないといけないと。Dは供給側対策ということで、これは電気をつくる側でございます。電力会社でございます。電力会社に頑張ってもらって、1,346万トン減らしてもらおうと。

見ていただければお分かりになりますとおり、CとDほぼ2,640に対しまして半々、50%ずつということになってございまして、先ほど私は3倍必要だと申し上げましたけれども、そのうちの半分は電力会社に頑張ってもらって、火力発電から再エネにシフトしてもらおうということで、半分は発電側、電力会社で頑張ってもらおうと。残り半分は、私たちの努力で頑張ると、そういう状況になってございまして、あと最後にもう一つ、県民一人一人がどのようなことをすればいいのかということで、まさに委員からの御指摘も、私どもがこの計画を改定する中で議論になったところございまして、そのための施策といいますか、そのための取組を推進するために、こちらの参考資料1の7ページの施策別実施目標の一番下に、家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量、これはこの計画のためにつくった指標でございます。

この指標は、2030年度の家庭部門の削減目標を達成するために、県民一人一人が年間どれだけの省エネをしなければならぬかということを目標として、あえて設定させていただいたところでございます。令和元年度が2,429キロワットで、令和8年度が2,334キロワットと、この7年で4%の省エネを県民の皆様方の協力をいただいて省エネしたいと。毎年、前年比約0.5%の省エネが必要だというようなことを目標として掲げさせていただいておりますので、これを分かりやすく県民にお伝えして、県民の方と協力して46%達成に向かって取り組んでいきたいというふうに考えてございます。ちょっと長くなって恐縮でございました。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

根村委員、いかがでしょうか。

○根村委員 どうもありがとうございます。

先日の報道でも電気自動車がなかなか売れない理由に、購入者がインフラができていないかが不安だということで、なかなか手が出ないですとかそういうような話題もありましたので、逆に普及し過ぎると、今度は充電スポットというものが足りなくなるという点も出てくるのではないかと思います。ガソリンスタンドは県内に多く建っていると思いますので、その部分含めてちょっと電気自動車に未来があると思いますので、その点進めていければいいのかなと思いました。

あと、省エネの方の御説明もありがとうございます。多分県民も例えばクーラーをつける時間を3

時間から2時間にしようとか、何か具体的にこれだけ短くすると1人当たりこのぐらい減るとというのが分かりやすく伝わると、県民の協力も得やすいのではないかと思います。どうも御回答ありがとうございました。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

関連するので、ちょっと私からも質問させていただきたいのですけれども、私も一番最初、26%を46%にしなければいけないというので、これは大変なことだなと思って、いろいろな施策、対策を用意していただいたのですけれども、これとの数値、ではどれぐらいかというので、この改定版ですと25ページの表に書かれているわけですけれども、これの内訳というか、これを全部書く必要はないと思うのですけれども、どこからこういうふうな数字が上がってきたのだらうと思ってちょっと見たのですけれども、よく分からなかったのですけれども、例えば一番分かりやすい運輸部門のところですと、今ですと需要側が295万トン減らすということですね。ということでよろしいでしょうか。

それが28ページの図の4のところの緩和策の体系というところに少し数値があるのですが、運輸のEV・PHVのところは120万トン、あとがカーシェアリングのところは8.6万トンという数字だけちょっと見えているのですが、これを足しても130程度しかなくて、残りの160、170ですか、これはどの辺から上がってくるものなのだろうなと思っていたのですけれども、この辺の数字の、もちろんきちんとそういう根拠があって、こういう数字出しているのだとは思っているのですけれども、何かこれだけで皆さん納得できるのかなという心配がございます。少し御説明お願いします。

○深野温暖化対策課長 まさに委員長からの御質問のとおり、この計画だけを見ると、正直、私も自分の頭で整理しないと、どれだけ削減が本当に具体的に必要なのかとちょっと分かりづらいというのはおっしゃるとおりだと思います。

今、運輸部門のお話をちょうどしていただきましたけれども、この表のとおり320万トン減らさないといけない。320万トンの内訳が電力排出係数の改善で25万トンと、これは供給者側の努力です。EV・PHVの普及促進が120万トンと、これは先ほどの28ページに書いてあるとおりでございます。残り175万トンは、その他の対策ということで、例えばこの計画にございます運輸・物流の低炭素化、あるいは公共交通機関の利用促進、エコドライブの実施などをまとめて175万トンということで、具体的な細かい数字はきちんと私どもで把握はしているところでございますけれども、それは計画の方には具体的には出ていないということもございまして、今この計画と別に作業を進めておまして、この計画の概要をまとめた資料を別に作ろうと思っております。その中で具体的な大きな数字の内訳を書いて、それを県民の方に伝えるようなものを今まさにつくっているところでございまして、それとこの計画の改正版を合わせて県民の方にお知らせしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

ほかにもございませんでしょうか。

どうぞ、岡地委員、お願いします。

○岡地委員 簡単な質問なのですけれども、7ページなのですけれども、7ページで目標が載っているのですけれども、例えば再エネ発電電力量の割合が7.3%から14.3%というようなことで、このペ

一ジの実現可能性がどうなのだか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思っているのです。

この一番上の7.3%というのは、今までずっとやってきて7.3%なので、これが倍の14.3%になるのだというようなことなので、本当にそうなるのかという思いがあるので、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○三浦会長 では、エネルギー環境課長、お願いします。

○桑折エネルギー環境課長 エネルギー環境課からお答えを申し上げます。

今、御指摘の再エネ発電電力量の割合のところですけれども、この数字自体は、国が示しておりますエネルギー基本計画の中で再生可能エネルギーの普及の数字が出ておりまして、その数字を踏まえまして県の数字を定めているところですので、細かい何か積み上げで例えば太陽光でこれって、そういうような細かいところもあるのですが、それは国のエネルギー基本計画で示した目標の数字の伸び率を踏まえまして、県における伸び率というのを出示しまして、それで数値をつくりまして、今回、令和12年度の目標値として14.3というところを置いております。

ですので、先ほども触れましたけれども、やはり国のエネルギー政策の関係で電源構成などは国が握っている部分も大きくございますので、県としては国の目標を踏まえながらできる取組で再エネの普及というのを進めていきまして、目標としましては国のエネルギー基本計画で示している数値を踏まえた目標値を設定して、そこに向けて取り組んでいくということで考えているところでございます。以上でございます。

○三浦会長 よろしいですか。どうもありがとうございます。

近藤委員、よろしくをお願いします。

○近藤委員 近藤です。御説明ありがとうございます。

先ほどの袖野委員の2つ目の質問に関連して確認をさせていただきたいところがあるのですが、太陽光発電と森林保全の関係なのですが、先ほどの御説明の関係で森林の乱開発とかがあるので、資源エネルギー庁の方でいろいろ検討がなされていますよという御報告をいただきました。今回お配りいただいている資料1というところの45ページなのですけれども、上から4つ目の黒ぼちがありまして、太陽光発電に係る諸課題に関する改善要請というものがあります。太陽光発電施設の適切な設置に向けて、関連法令の見直しや太陽光発電事業者に対する指導体制の整備などについて国に改善を要望していきますという記載がなされているのですけれども、これが先ほどの例えば資源エネルギー庁のところでは検討がなされているので、そこに改善要望をしていきますというような意味合いで取ってよろしいかどうか、2030年までの期間がある計画ですので、資源エネルギー庁だけでなく、いろんなところに対して要望していくという意味なのかもしれませんけれども、先ほどの御説明との関連性をちょっと御説明いただけたら助かります。よろしくをお願いします。

○三浦会長 よろしくをお願いします。

○桑折エネルギー環境課長 御質問の点につきましてエネルギー環境課からお答えを申し上げます。

太陽光発電に係る諸課題への対応ですけれども、これまでも国への要望等におきましては、関係省庁、関係大臣にも宛てて、知事にも動いていただきまして、いろいろな要望というのは、この関係の要望というのは出させていただいておりまして、今後、ちょうどそういった方向性での見直しが行わ

れておりますので、その動向を踏まえて、また引き続き県としては必要な要望というのを必要なところにしていきたいというふうに考えているところでございます。これまでも必要な要望をしておりますし、県でも危ない箇所といいますか、そういった問題があるような設備については独自に調査を行って、何か問題があれば経済産業省の方に対応を要請したりといったようなことはしてきているのですけれども、引き続きそういった取組をして、必要な要望というのも国の方に、必要な相手に対してしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○三浦会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○近藤委員 今までされてきたものとか、これからされていきます森林の保全というところに関わる以外のものもされてきているという趣旨でよろしいのでしょうか。

○桑折エネルギー環境課長 エネルギー環境課でございます。

そうですね。森林の保全というより、すみません。私がお答え申し上げたのは、太陽光発電設備ですとか発電設備の関係で、そういった地域に御迷惑をおかけしているような事案というものが無いように適切な制度の見直しとか、そういったものを要望しているという趣旨でお答えを申し上げたところでございます。

○近藤委員 ありがとうございます。私としても森林に関しては、CO₂の吸収源であったりとか、生物の多様性などいろいろ大切なところがあるかと思っておりますので、引き続き改善要望等をお願いできればと思っています。ありがとうございました。

○三浦会長 それでは、川合委員、お願いします。

○川合委員 川合です。

先ほどから出てきているところではあるのですが、目標値の設定という観点で少し教えていただきたいのですが、やはり46%以上、46%を目標とするということで、実現できるのかというところに不安を感じるころではあるのですが、今回、部局横断型の検討などもさせていただいているということで、新たな施策も出てきているというところは非常に期待したいと思うところなのですが、今回の資料の参考資料1の例えば7ページ、8ページです。先ほどから出ておりますが、この目標値の現状値が令和元年のものだったり、2年だったりものによって違いがあるのはなぜかということをお聞きしたいのと、あと目標値が令和12年度というゴールというか、そこを目標値で出しているものもあれば、中間の令和8年度にこれくらいの数字というものを挙げているものもあるのですが、その違い。

あと、令和8年度にこの数字であれば、ゴールの令和12年の2030年度の数値というのは、単純にさらに上乗せしたものを指すのか、それとも令和8年度の数字があれば、46%まで届くというゴールなのか、令和8年度の数字があくまでも中間地点として設定されているものなのか、ちょっと目標値の設定のあたりについてお教えいただければと思います。お願いいたします。

○三浦会長 温暖化対策課長、お願いします。

○深野温暖化対策課長 現状値の年度がばらばらではないかと、これ極力直近の私どもが把握してい

るデータを基に目標値を定めようということ、要は直近のデータが施策実施目標ごとにまちまちだったということでございます。

2点目、目標値の令和8年のもあれば、そうでないものもあるというようなことでございますけれども、まず実施目標を設定するに当たっては、一つは上位計画であれば、埼玉県5か年計画ですとか埼玉県の環境基本計画、こちらの指標の中から温暖化対策に寄与するものをまず選びました。

それと、あと目標年度の間地点である令和8年度で計画を見直すというふうに考えてございますので、令和8年度の目標設定が可能なものについては、極力令和8年度の目標を定めるようにいたしました。令和8年度の目標が設定できていないものについては、なかなかこれから4年、5年後の短期の目標を設定するのは困難だったという指標でございます。

あと3番目、この目標が達成できれば、2030年度の46%削減に順調に進むのかどうかということかと思っておりますけれども、この施策目標一つ一つの目標を達成したら、これだけのCO₂が削減できるというようなところまでは試算することは、申し訳ございません。できておりません。ですので、この目標を達成したから46%が確実に達成できるのかといたら、それは正直申し上げましてお約束はできませんけれども、そのために2030年度の前に中間目標を設定して、ローリングをする中で令和8年までの実績を見ながら、施策別実施目標の実績を見ながら、あるいはCO₂の削減量がどれだけ進んだのかというのを見ながら、場合によっては施策別実施目標を変えたり、目標値を上げたり下げたりというような作業は今後出てこようかと思っております。

以上でございます。

○三浦会長 よろしいでしょうか。

○川合委員 ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

大体議論の時間になってまいりましたけれども、いかがでしょうか。ここでぜひ質問、意見言いたいという方はございますでしょうか。

小坂委員、ではお願いします。

○小坂委員 ありがとうございます。基本的なところの質問なのですが、今回、資料1が実行計画の大綱案ということになっているのですが、これを基に実行計画を作成していくという理解を今しております。

参考資料の5ページに計画の位置づけということで、地球温暖化対策推進法の21条に基づく実行計画の区域施策編であるということと、それから気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画ということで、これもこの法の12条に基づくものだというふうに理解をしております。

資料1の7ページの計画の構成を見ていきますと、1章から7章まで記載されていて、5章と6章の内容と実際に書かれている本文の間でちょっと何か不整合があるような気がしております。特に6章の適応策というのが、本文の中では気候変動への適応というようなことで記載をされているので、この辺のところはどういったことでこういう7ページの構成になっているのかということをお教えいただけたらと思います。

これからこの計画を基に、私ども家庭でも削減に取り組んでいかなければいけないのだと思っております。

が、一般家庭用には先ほどもう少し具体的に取り組むべきことをまた改めて資料をつくっていただいているということなので、それを見せていただくと分かりやすく取り組めるかと思えますけれども、計画の全体についてちょっとお伺いしたいと思いました。

それから、もう一点別な話なのですが、再生可能エネルギーなのですが、埼玉県地域特性として再生可能エネルギーというものはいろいろ種類がありますけれども、どのようなものが一番向いているのかというようなことが、もし今の時点で情報があれば教えていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○三浦会長 では、温暖化対策課長。

○深野温暖化対策課長 1番目の御質問の計画の全体構成の話かと思えますけれども、今回は2年前につくりました実行計画の改正というふうに考えておまして、大幅な構成の変更は取りあえずいいのかなということで、現行計画をそのまま踏襲させていただいているところでございます。

今、委員からいろいろな御意見いただきましたけれども、申し訳ございませんがもう少し、委員のお考えをこの後にでも頂戴しながら、こういった問題意識をお持ちなのかということを変更を確認した上で、構成の見直しが必要であるならば、柔軟に対応したいというふうに考えてございます。

以上です。

○三浦会長 では、もう一件の方をお願いします。

○桑折エネルギー環境課長 再生可能エネルギーの種類につきまして、エネルギー環境課からお答えを申し上げます。

埼玉県の再生可能エネルギーのポテンシャルといえますか、潜在的な利用可能性というところの御質問だと考えておりますが、埼玉県内で申し上げますと、ポテンシャルとしましては、内訳としてはやはり大きいのが太陽光と地中熱でございまして、地中熱につきましては工事等といえますか、施工ですとか設備とかにはコスト等もかかる面もございまして、当座、住宅等の量等も踏まえますと、やはり太陽光発電というところが大きな可能性としては占めているというような状況でございまして。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

小坂委員、よろしいでしょうか。

○小坂委員 ありがとうございます。

○三浦会長 まだまだ皆さん、御意見あるかと思うのですが、いかがでしょうか。御意見あれば、事務局というか、そちらの方に意見をお送りいただいてという形でよろしいですか。それを踏まえて県民への資料を作成するというふうな、今後どういう段取りになりますでしょうか。お願いします。

○深野温暖化対策課長 この計画とは別に、県民に分かりやすい資料を今、同時並行で策定しているというお話を申し上げましたけれども、出来上がるのは、やはり計画の改定と同時、あるいは計画の改定より少し後というふうになるかと。当然計画の改定の前にそういったものをお示しすることはできませんけれども、委員の皆さん、なるべくそういったものをつくっているのならば、早く見てみたいというようなお気持ちが強いという理解でよろしいのでしょうか。

○三浦会長 そうですね。いろいろ御意見出していただいたら、その回答がどうなっているかというのを恐らく皆さん知りたいと思うのですけれども、次回の委員会るときという遅いのですよね、多分。次回いつなのか、審議会ですか。その前に意見をいつまでにもらって、いつまでにそれに対する回答をするというふうな、事務局の方でそういうスケジュール決めていただければと思いますけれども。

○深野温暖化対策課長 分かりました。

○三浦会長 では、それは後で御連絡いただくということよろしいでしょうか。

ちょっと予定時間が大分オーバーしてしまいましたけれども、国の計画に基づいてやっているというふうな意見が幾つかあったのですけれども、国がそもそも計画どおりできるかどうか分からないわけですよね。そうすると、埼玉県の計画も遅れてしまうというふうなことになると思うので、今日、残念ながら化石賞をまたもらってしまったわけですが、3年連続ということですが、来年はそういうことのないように、ぜひ県から国へそういうふうなもっといろいろな要求を出していただいて、国のスケジュールが遅れないように、そういうふうな働きかけもやっていただければと思います。どうもありがとうございます。

いかがいたしましょう。何分休みますか。よろしくをお願いします。

○司会（赤松） そうしましたら、15時40分まで休憩とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

午後 3時29分休憩

午後 3時40分再開

○司会（赤松） それでは、再開の前に事務局から御連絡がございます。諮問事項でありました温暖化対策実行計画につきまして委員の皆様から御意見あるかと思しますので、来週1週間、17日まで事務局までメール等で御意見いただければ、内容等を確認させていただきたいと思っております。

それでは、三浦会長、よろしくお願いたします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして報告事項です。第4次環境基本計画の進捗について、こちらは環境政策課長さん、よろしくをお願いします。

○鶴見環境政策課長 環境政策課長から御説明いたします。

報告事項第4次環境基本計画の進捗状況について御説明させていただきます。初めに、環境基本計画の概要について御説明させていただきます。資料2—1を御覧ください。

埼玉県環境基本計画は、埼玉県環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的、計画的に推進するために策定しているものでございます。本日御報告させていただきます第4次環境基本計画の計画期間は、平成24年度から昨年度、令和3年度までの10年間でございました。なお、社会経済や環境の状況変化を踏まえ、中間年である平成28年度には改定を行っております。この第4次環境基本計画は5つの長期的な目標を掲げ、それらを達成するために20の施策展開の方向性を整理し、

施策を進めてまいりました。各施策の進捗状況につきましては、34の施策指標により管理し、毎年、環境審議会でご報告をさせていただいてきたところでございます。既に本年4月から第5次環境基本計画が進行しておりますが、本日は第4次環境基本計画の計画期間の最終年度の報告といたしまして、令和3年度における第4次計画の進捗状況について御報告をさせていただきます。

資料2-2、報告事項1を御覧ください。第4次環境基本計画の34の施策指標について、順調に推移している指標を○、計画改定時より改善している指標を△、計画改定時より改善していない指標を×といたしました。また、これらの施策指標の達成状況を基に、基本計画に設定いたしました20の施策展開の方向ごとの進捗状況についても評価をいたしました。施策展開の方向ごとに順調に推移している施策はA、計画改定時より改善している施策はB、計画改定時より改善していない施策はCといたしました。

まず、施策指標の進捗状況でございます。令和3年度の実績では、34の施策指標のうち、順調に推移している指標は17、50%、計画改定時より改善している指標は11、32.4%、計画改定時より改善していない指標は6、17.6%となりました。

次に、施策展開の方向ごとの評価でございます。20の施策展開の方向のうち、順調に推移している施策が10、50%、計画改定時より改善している施策が9、45%、計画改定時より改善していない指標が1、5%となりました。計画改定時より改善していない施策指標が6ございましたので、これらの状況について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、4ページを御覧ください。7、川の保全と再生に係る指標のうち、アユが棲める水質の河川の割合、全国水質ワースト5河川、国土交通省直轄管理区間の2つの指標でございます。まず、アユが棲める水質の河川の割合とは、水の汚れ度合いを示す指標であるBODが1リットル当たり3ミリグラム以下の河川の割合のことです。計画改定時の89%を令和3年度に93%に向上させることを目標といたしました。これに対し、令和3年度の実績は89%となり、目標値を下回る結果となりました。

次の全国水質ワースト5河川は、計画改定時に綾瀬川と中川の2河川がワースト5に入っていたものを令和3年度に該当なしとすることにした指標でございます。これに対して令和3年度の実績は、計画改定時と同様の綾瀬川と中川の2河川となりました。いずれの指標も目標値をクリアすることはできませんでしたが、河川の水質は計画改定時の平成24年度から着実に改善傾向にございます。アユが棲める水質であるBOD 3mg/L以下の河川の割合については、平成24年度は66%であったものが、ここ2、3年は80%後半から90%まで改善しております。全国水質ワースト5河川の指標についても、ワースト5に該当する河川の水質が大幅に改善し、令和3年度の綾瀬川、中川の2河川ともにBOD 3mg/L以下であり、僅かな水質の変化が順位に影響を及ぼすようになっております。今後も引き続き河川水質の向上や維持を図るため、合併処理浄化槽への転換、公共下水道の整備などの生活排水対策をさらに進めてまいります。

続きまして、6ページを御覧ください。9番、森林の整備と保全に係る指標のうち、森林ボランティア活動に参加する延べ人数、県産木材の供給量の2指標を御覧ください。森林ボランティア活動に参加する延べ人数は、計画改定時の年間2万5,500人を令和3年度に2万8,500人とすることを目標と

した指標でございます。

これに対し令和3年度の実績は1万5,500人となり、目標値を下回る結果となりました。本指標は、令和元年度までは目標値以上で推移しておりましたけれども、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人が集まる活動を控えたことが影響し、目標値を下回ったものでございます。

また、県産木材の供給量につきましては、計画改定時の1年間に8万7,000立方メートルから令和3年度に11万6,000立方メートルとすることを目標とした指標でございます。これに対し令和3年度の実績は8万5,000立方メートルとなり、目標値を下回る結果となりました。これは令和元年10月に発生しました台風19号により、森林管理道が被災し、木材を運び出すことができなくなったことや、令和3年1月から9月かけて新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、対面での接触を控えることなどの行動制限があり、森林所有者との伐採交渉が進まなかったことなどにより、目標値を下回ったものでございます。今後は、みどりの基金等を活用しまして、森林組合等を支援して、皆伐、再造林を増進してまいりたいと思います。

続きまして、9ページを御覧ください。下の方18、連携・協働による取組の拡大に係る指標のうち、環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数数の指標を御覧ください。この指標は、学校や地域に環境アドバイザー等を派遣する回数を令和3年度に年間300件とすることを目標とした指標でございましたが、令和3年度の実績は224件となり、目標を下回る結果となりました。

続きまして、10ページを御覧ください。19、環境を守り育てる人材育成に係る指標のうち、環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊による環境学習の参加人数の指標を御覧ください。この指標につきましては、学校や地域で環境アドバイザー等が行う環境学習の参加人数を令和3年度までに年間2万人とすることを目標とした指標でありましたけれども、令和3年度の実績は1万3,288人となり、目標を下回る結果となりました。これら2つの指標につきましても新型コロナウイルス感染症の影響があり、環境アドバイザー等の派遣回数が減少し、目標の達成には至らなかったものでございます。今後は、登録人材の拡大や地域人材の情報の充実を図りまして、学校市町村と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

第4次環境基本計画の進捗状況につきましては、以上でございます。なお、この環境基本計画の進捗状況につきましては、例年12月定例県議会に年次報告書として提出報告させていただいております。その後、県のホームページにも掲載させていただき、県民の方への周知を図らせていただいているところでございます。

続きまして、参考資料2を御覧ください。今回の報告事項の範囲ではございませんが、参考までに第5次埼玉県環境基本計画について簡単に触れさせていただきます。第5次埼玉県環境基本計画は、昨年、本審議会からの答申をいただきまして、本年3月に策定したものでございます。策定のポイントとして、1つ目は上位計画である埼玉県5か年計画との整合を図るとともに、急速に変化する時代に対応するため、計画期間を10年間から5年間としたところでございます。

2つ目は、カーボンニュートラル、プラスチックごみ問題、環境、経済、社会の統合的向上を目指すSDGs等、昨今の環境や社会経済情勢等の変化を踏まえ策定をいたしました。第5次計画は、県民や事業者に分かりやすく伝わる計画となりますよう、全体として簡潔な体系といたしました。長期

的な目標については、第4次計画の5つの長期的な目標を踏襲しつつ、関連性の高いものを集約し、3つといたしました。それらを達成するための施策の方向を8つに設定いたしました。今後につきましては、こちらに記載した新たな29の施策指標にて進捗管理を行い、本審議会へも御報告をさせていただきたいと考えております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御意見もしくは御質問をお願いいたします。挙手またはリアクションをお願いします。

浅見委員、お願いいたします。

○浅見副会長 ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○三浦会長 はい。

○浅見副会長 ありがとうございます。今回、このようなことで指標の御説明をいただきまして、ありがとうございます。非常にコロナの状況もありまして難しい中、幾つかの指標については実際の活動が難しいところがあったと思うのですが、意外とといいますか、目標に近い数を達成されていらっしゃる活動もありますし、難しい状況の中でよく達成された、もしくは試みられたというふうに拝見をいたしております。

特に例えば環境アドバイザーの件ですとか、活動の中でもコロナの影響を受けているものについては、何か×と記すのは申し訳ないような、申し訳ないといいますか、あまり本当の×というよりは、難しく達成できなかった特殊な事情かと思っておりますので、何かこの場でも分かるようなマークにされるというのはいかがかなというふうに思っております。すみません。ちょっと御議論の状況が分からないところもございますが、御検討いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○三浦会長 ありがとうございます。

はい。

○鶴見環境政策課長 私も実はこの表を見ていて、表というか中身を見ていて、確かにちょっと×はつらいなというのは正直あります。この辺につきましては、また検討して資料を差し替えさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。では、ぜひ御検討をお願いします。

続きまして、袖野委員、お願いします。

○袖野委員 ありがとうございます。私も同じような方向性のコメントになるのですが、唯一Cの評価になっているのが12番の公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止のところなのですが、これは年々状況、水質の変化がある中で、全体としては改善傾向にあると言いつつ、目標年の令和3年度において数値が変わっていなかったというところで、×でCとなっています。水質自体は改善傾向にあるということなので、状況が変わっていないという評価よりも、改善していると言えるのではないのかなというふうにも思いまして、もちろん自ら厳しめに評価するという姿勢でも構わないと思うのですが、その辺皆様方の御意見もお伺いしたいなと思いました。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。私も同意見なのですけれども。

どうぞ、水環境課長。

○山井水環境課長 水環境課でございます。御意見ありがとうございます。

まさにですねというか、水質としては県内全域的なものを評価するという意味では、水質は改善傾向でございますし、一方で90%、アユが棲める水質と言っている平均水質が3mg/L以下の水域が約9割ぐらいというのが、ここ数年の傾向でございます。こうなってくると、気候の影響であるとか、あとは農業用水の取る時期であるとか、そういう時期でなかなか基準を満たせないという河川が年間、毎年同じところでないにしても、幾つかは出てきてしまうというのが現状でございます。そういった意味でも新しい計画では、この2つの指標ではなくて、環境基準達成率というのを目指すというふうに変えたというような経緯もございますので、評価につきましては今御指摘のあったような改善傾向にあるということを述べさせていただければと思います。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。新しい計画では指標を変えたということですね。よろしいでしょうか。

ほかにもございませんでしょうか。よろしいですか。

根村委員、お願いします。

○根村委員 ありがとうございます。森林整備の保全のところでお伺いしたいのですけれども、県産木材が供給量の部分で達成できていないと厳しい評価をされているのですが、実際供給量として県内どれだけのキャパシティがあつてとか、あと埼玉県と森林面積であつたり、あとこの業界に対する仕事をする人、人手が足りている、足りていないという部分で、この供給量って大分変わってくるのではないかと思うのですけれども、そういうところから鑑みて、達成の状況として厳しく×なのか、ちょっとその感じを教えていただければと思います。

○三浦会長 お願いします。

○浅海森づくり課主幹 それでは、木材供給量の状況について少し御説明させていただきます。

現状、目標値に届いていないところなのですが、例えば平成29年から目標を立てておりますが、29年につきましては目標値の86%、平成30年が93%、令和元年が92%と順調に伸びておりましたが、令和2年度が86%、最終が73%ということになってございます。

ひとつ先ほど御説明ありましたように、台風によりまして森林管理道が通れなく、木材が搬出できなかった。また、新型コロナウイルスの原因などもございます。御指摘いただいたように、県内の労働者、森林に関わる従事者も年々高齢化しておりまして、減少傾向にございます。そういったこともございまして、埼玉県としましても国からいただいたおります森林環境譲与税を活用いたしまして、新規就業者の研修なども取り組んでいるところでございます。今後は市町村に配布をされております森林環境譲与税なども活用しながら、この目標達成に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○根村委員 作業の方が高齢化されるとか、なかなか難しいところがあるとは思いますが、その時々状況によって、あまり厳しく評価されなくてもいいのかなとちょっと感じました。

一方で、先日も報道であったのですが、木材を張り合わせて作るというので、最近ではビルも木材で作るような技術が発達してきたということもありますので、そういうところで埼玉県産の木材が日の目を見ることもあるかと思っておりますので、可能な範囲でいい供給ができればいいのかなと感じました。ありがとうございました。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

○三浦会長 これは報告事項ということです。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして埼玉県生活環境保全条例及び施行規則の一部改正についてお願いします。

大気環境課長、よろしくをお願いします。

○福田大気環境課長 大気環境課、福田でございます。

私の方から報告事項といたしまして、埼玉県生活環境保全条例及び施行規則の改正について御報告いたします。資料3の1枚目、左側を御覧ください。まず初めに、県条例、同施行規則を改正した経緯を御説明いたします。

国におきまして特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、ここでは化学物質排出把握管理促進法と表記しております。この法の施行令が改正されまして、P R T R制度とSDS制度の対象物質が見直されました。こちらは令和3年10月20日に公布されまして、令和5年4月1日に施行されるものでございます。このことを契機といたしまして、県が独自に定める対象物質の見直しを行い、法との整合性を取るために条例と規則の改正を行いました。また、改正に当たりましては、埼玉県科学物質対策専門委員会に諮り、検討を進めてまいりました。

ここで、埼玉県化学物質対策専門委員会について御説明いたします。県では化学物質の使用等による環境への影響及びその対応策について調査検討を行うため、埼玉県化学物質対策専門委員会を設置しております。現在、本専門委員会は7名の学識経験者により構成されているものでございます。

次に、条例規則改正の内容について御説明いたします。左下、緑の枠のところを御覧ください。改正の内容ですが、3つございます。1つ目が、特定化学物質として県が独自に規則で定める物質の変更、2つ目が規則第52条の号ずれ等の改正、そして3つ目が令和5年度の報告に関する経過措置を附則に追加したものでございます。

なお、施行日は、法に合わせて令和5年4月1日といたしました。

改正点について説明する前に、ここで化学物質排出把握管理促進法と埼玉県生活環境保全条例の関係を御説明いたします。資料3の右側を御覧ください。法では、対象となる物質として第1種指定化学物質と第2種指定化学物質が指定されております。第1種はP R T R制度、これは化学物質の排出量及び移動量を届出する制度です。また、SDS制度、これは化学物質の性状や取扱いに関する情

報を安全データシートと呼んでおりますけれども、これの提供に関する制度、この2つの対象になります。また、第2種はSDS制度の対象となるものです。

一方、県条例では、法で定める第1種及び第2種の指定化学物質に県が条例施行規則にて定める物質を加えた合計663の物質が対象となり、取扱い量の報告及びSDS制度の対象となるものでございます。

1枚おめくりいただきまして2枚目、左側を御覧ください。条例におきましては、報告の対象としている特定化学物質ですが、人の健康を損なうおそれ、または動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれのあるものと規定されております。この人の健康を損なうおそれ、または動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれ、つまり人、動植物への影響というのを有害性と暴露可能性を勘案して判断するものです。有害性とは、発がん性や生態毒性などを指し、暴露可能性とは取扱い量などの潜在的な環境負荷を指しています。これらを考慮しつつ、埼玉県化学物質対策専門委員会において検討し、物質の選定、見直しを行い、(1)から(3)のとおりといたしました。

(1)、新たに法の対象物質に選定された物質は、規則で定める物質から削除しました。ここでは9物質を削除したものです。

(2)、最新の知見を基に、人・動植物への影響が小さい物質は削除しました。これに該当する物質は21物質となりました。

そして、(3)、県民の健康及び安全かつ快適な生活を損なうおそれがある物質は、引き続き対象物質としたものです。ここで、ア、過去に事故の原因となった物質やその関連物質、これに該当する物質として4物質、イ、県条例で公害等に関する規制として大気や水質の規制の対象となっている物質、これに該当する10物質、合わせて14物質が対象となりました。これらの関係を示したものが、その改正後663の物質となります。県が定める独自物質の一覧が2枚目の右側の施行規則の別表第20というものになります。こちらは現行の対象物質の一覧を挙げておりますけれども、ここで赤字で示したものが県独自の対象物質として残る物質となり、青字は法の対象となった物質、そして黒字は今回、法、条例の届出対象ではなくなった物質となります。

続きまして、1枚おめくりいただいて3枚目を御覧ください。左側、改正内容の2つ目に挙げさせていただきました規則第52条の号ずれについては、こちらにありますとおり、物質を示す番号がずれたものを修正するものでございます。

続きまして、改正内容の3つ目、3ページ目の右側を御覧ください。これは県条例の改正内容を法に合わせて令和5年4月1日から施行とさせていただくところですが、条例の性質上、前年度において取り扱った量、取扱い量を把握して、翌年4月から報告することになりますので、この報告の対象とする物質、令和4年度に使った取扱い量は令和5年度に報告、そして令和5年度に新たな物質として把握したものは令和6年度に報告していただくというものを附則として経過措置を定めたものでございます。

以上で埼玉県生活環境保全条例及び施行規則の改正について御報告とさせていただきます。以上になります。よろしくお願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、御意見、御質問をお願いいたします。

四ノ宮委員、お願いします。

○四ノ宮委員 四ノ宮です。意見と質問を一つずつお願いします。

まず、意見ですけれども、今回の改正では、特定化学物質大幅な変更となっております。それで誤りのない報告がなされるように、ぜひ事業所に対して情報の提供を含めた何か支援のようなものをお願いしたいと思います。それが意見です。

質問なのですけれども、今回の改正には直接関係があるわけではないのですけれども、今後増えていくであろう災害への対応措置を強化するというような観点から、集積した各事業所からの取扱量などのデータを有効活用するようなことは進められているのかどうかということが質問です。よろしくお願いします。

○三浦会長 お願いします。

○福田大気環境課長 大気環境課から御回答させていただきます。

まず、最初にいただいた誤りのない報告がなされるよう情報提供をということにつきましては、本年8月に環境省、経済産業省と合同で化学物質を取り扱う事業者向けに法と条例の改正の説明会を4回ほど開催しております。2か所の会場と2回ウェブでの開催としました。また、これの説明に使用しました資料等につきましては、県のホームページを使いまして公表しているところでございます。意見にありましたように、誤りのない報告がなされるよう今後も事業者に対して情報提供をしていただくように進めていきます。

そして2点目、災害への対応措置を強化するよう、取扱量の具体的な利用についてという御意見ですけれども、私どもの方でこの条例に基づいて化学物質を取り扱う事業者に、適正な取り扱いを求める手順書という、事業所でどのような取扱いをなされるのかという手順書を作成していただくという制度がございます。この手順書の中に災害時の対応として、化学物質を漏えいさせない、そして被災したときにどのような対応をするかといったような視点を踏まえて事業者の方で手順書を作成していただくという制度がございます。おおむね県内で1,500の事業所が対象となりまして、この手順書につきましては、ほぼ全ての事業者から提出されているというような状況でございます。

また、取扱量につきましても各年度で報告いただいたものについては、物質ごとに集計、また事業所、業種ごとに集計などしておりまして、場合によっては市町村あるいは関係機関に情報提供させていただいているというような状況でございます。今後も取扱量や移動量、報告されたものにつきまして有効活用できるように進めていきたいと思っております。

以上となります。

○三浦会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○四ノ宮委員 どうもありがとうございました。

○三浦会長 ほかに御意見、質問ございませんでしょうか。ございませんか。

(発言の声なし)

○三浦会長 では、私から質問なのですけれども、ちょっと細かいことなのですけれども、2枚目の

資料の今回、届出対象外となった物質というものの中に、みんないろいろ問題というか、これまで対象になっていたということなのですから、例えばコールタールとかタルクとか、何かそういうものも対象外になっているということですから、この辺の基準というのは具体的に何かあるのでしょうか。そうか、それが過去に事故があったとかというふうなことなのですか。それだけですか。

○福田大気環境課長 それでは、対象外となった物質についてどのように検討したのかという観点から御回答させていただきます。

まず、今までの対象となっていた物質のうち、報告の数、報告量が少ないというものにつきまして、今回、対象から外したものがございます。例えば届出件数が10件に満たないとか、その報告量が数十トン程度であったものにつきましては、削除の対象とさせていただきます。

以上になります。

○三浦会長 それは県全体としてはあまり量が多くないというふうなことかもしれませんが、個別の事業というか、ローカルにはかなりの量がそこで使用されているというふうな可能性はないわけなのですか。ちょっと私よく分かっていないのですけれども、専門の先生方も御検討されているわけですね。専門委員会で諮問されたということなので、よろしいのかもしれませんが。

○福田大気環境課長 そうですね。この制度が始まってから、今手元にある資料としては2011年からの表として見ているのですけれども、報告が全くないゼロであった物質とか10トン台のもの、そういったものについては報告の対象から外させていただきます。

○三浦会長 ですから、その辺の10トンというのが私にとっては非常に多いような気がするのですけれども、どういうものなのでしょう。

○福田大気環境課長 また国の方でいうところのP R T Rの制度とかS D Sの制度になっていない物質として県が把握していたものですので、国としてもそういった制度の対象にする必要がないという視点で問題のないと判断させていただきました。

○三浦会長 分かりました。どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(発言の声なし)

○三浦会長 よろしいですかね。こちらも報告事項ということですから。質問、御意見なければ、これでおしまいにしたいと思います。

本日予定しておりました議題は、これで終了いたしました。

最後に、委員の皆様から何か御意見ございましたらお願いいたします。今日初めて今年度というか、今期初めてということですから、御意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

○三浦会長 それでは、令和4年度第1回環境審議会を閉じたいと存じます。

本日は、御協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会(赤松) 委員の皆様、御審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回埼玉県環境審議会を閉会させていただきます。

なお、第2回、次回の審議会につきましては、2月の開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後 4時18分閉会